

# 第 59 回入札監理小委員会

## 議 事 録

官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 59 回入札監理小委員会

日 時：平成 20 年 9 月 30 日（水）17：09～20：02

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 議事次第

#### 1 実施要項（案）の審議

- 法務省浦安総合センターの管理・運営業務（法務省）
- 環境調査研修所の管理・運営業務（環境省）
- 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J－m e s s e）管理・運営業務（（独）日本貿易振興機構）
- 相模原事務所の企画・管理・運営業務（（独）国民生活センター）
- 消防大学校の管理・運営業務（総務省）

#### 2 その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（法務省）

法務総合研究所 山口総務企画部付、島村総務課長、一法師総務課長補佐、  
神谷統括研修専門官

（環境省）

環境調査研修所 佐山次長、佐藤庶務課長、荒井庶務係長、望月会計係長

（（独）日本貿易振興機構）

展示事業部 中村部長、稲葉展示事業課長、野村展示事業課長代理  
企画部 栗田企画課長、坪井企画課長代理、廣田企画課職員

（（独）国民生活センター）

経理部 井上部長、西経理課長、三澤経理課長補佐、高瀬経理課職員

(総務省)

消防大学校 阿部副校長、宇野庶務課長、寺山庶務係長

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから、第 59 回の入札管理小委員会を開催いたします。

本日は法務省の「法務省浦安総合センターの管理・運営業務」、環境省の「環境調査研修所の管理・運営業務」、「(独) 日本貿易振興機構の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理運営業務」、(独) 国民生活センターの「相模原事務所の企画・管理・運営業務」、総務省の「消防大学の管理・運営業務」の 5 件の実施要項案について審議を行います。

初めに、「法務省浦安総合センターの管理・運営業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、法務省法務総合研究所総務企画部山口部付にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、実施要項(案)のこれまでのチェック状況等について、事務局から簡単に説明願います。

○事務局 では、お手元にお配りさせていただいております資料の資料 1-1 をごらんいただければと思います。これまで事務局で法務省様と実施要項案につきまして整理させていただいております。その結果、対象業務の範囲といたしまして、機械の保守点検、清掃、警備等、いわゆる施設の維持管理的なものを包括的に委託していただいております。レストランの運営業務については対象外としていただいておりますが、これにつきましては、昨年度から新たな民間事業者さんのほうに委託で出されておられて、特段の理由のない限り、5 年を超えない範囲内で更新可能というような形で委託しておられるようでございまして、現時点で更新しない理由も特に見当たらないということで来年以降も今回の民間競争入札の対象業務外として別途委託していかれるということで、これについては、事務局のほうとしても妥当な理由と考えております。

サービスの質でございますが、利用者アンケートをすると、施設のいわゆる停止で維持管理の不備を起因にする機械の停止がないことをサービスの質として要求しておられます。

それ以外に、今回、入退寮の管理ですとか、ID カードを使ったいろんな金銭管理等も対象業務としていただいておりますので、そういった業務について、従来、法務省の職員の方がしておられた業務について、民間事業者さんをお願いするということで研修に支障を及ぼさないようにそのあたりは厳しく要求しておられるということでございます。それ以外にも地域住民や外来者の方との関係に配慮したり、あるいは環境に配慮した物品を使用することを基準として設けられております。

その他、裏をめぐっていただきますと、委託費の支払いについては月払い。

入札参加資格につきましても、特に大きな参入障壁となるようなものもなく、こちらに書いておりますように、除算式の落札者評価等、情報開示のほうにつきましても、事務局で内容を確認させていただいたところ、民間事業者の方が見積価格を算出するのに適切な情報開示がなされているものと判断しております。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

次に法務省から、実施要項（案）に対する意見募集の結果とその対応等について、ご説明いただきたいと思います。説明は5分程度でお願いいたします。

○山口部付 法務省法務総合研究所総務企画部の山口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お求めのありました入札実施要項（案）に対する意見募集の結果について概要をご説明いたします。お手元の意見募集結果というA4横長のペーパーに基づいてご説明をいたします。全部で10点、意見で指摘された点がございませ。順次ご説明をいたします。

まず第1点目でございます。資料の6ページになります。これは5ページからの引き続きでございますが、第4の「民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に関するものでございませ。意見等の概要は、「今回の入札参加資格が『役務の提供等』における『A』又は『B』とされているが、財務状況等の別途要件で『C』まで拡大することができないでしょうか」という意見でございます。これは、平成19年ないし21年度の法務省競争参加資格において、役務の提供につき、「A」又は「B」の等級に格付けされたものであるという点についてのご意見でございます。

この点についての当省の考え方ですが、この参加資格の等級につきましては、別紙4、従来の実施状況において開示しております過去の実績額等をもとに決定しておりまして、原案が妥当であると考えております。

なお、ご意見を踏まえまして、入札参加グループを構成する場合には、代表企業が「A」又は「B」の資格を有していれば足り、そのグループを構成する全企業がその資格を有しているものということまでの必要はないということを確認するため、記載の修正をすることとしております。

次に第2点目でございますけれども、資料でいきますと、24ページ「実施要項案」、別紙4でございます。意見の概要でございますが、「消費税がない人件費と消費税を含む委託費等との合計があるが、合計金額表示としては、税抜き表示に統一した表記が必要と考える」という意見でございます。

これについての当省の考え方でございますが、情報を開示している目的、すなわち質の維持向上ですとか、経費の削減につながる提案を行うことを可能にするためということにかんがみますと、税抜き表示に統一する必要はないと認められまして、原案が妥当であると考えております。

次に3点目でございます。資料はまず24ページです。この下の「3 委託費の内容」の中に一覧表がございますが、その中の昇降機保守業務に関するものでございませ。「昇降機保守業務の金額が平成17年度、平成18年度と平成19年度では金額の開きが大きい結果となっているのは、仕様等の変更があった結果でしょうか」というご質問。さらに、別添9になりますが、148ページ「昇降機設備保守点検業務仕様書」でございますが、この「仕

様書は平成 17 年から 19 年度 3 年間のどの年度の仕様に当たりますか」というご質問でございます。

これに対する法務総合研究所の回答でございますが、昇降機保守業務につきましては、平成 18 年度以前は随意契約としておりましたけれども、平成 19 年度は一般競争入札としたことから委託金額が異なっています。したがって、記載されている年度において仕様の変更をしたということではございません。金額の変更も入札によったということがその理由でございます。

次に 4 点目でございます。資料は 41 ページでございます。第 6 の 2、警備員の配置及び勤務時間、(1) 現場責任者（監督者）と記載してある部分でございます。意見等の概要ですが、「現場責任者の 1 ポストは監督業務とありますが、他ポストの休憩員の代行業務につくことは可能とする理解でよろしいでしょうか」というお尋ねでございます。

これに対する回答といたしましては、現場責任者でございますので、監督という観点から休憩員の代行業務につくことは想定をしておりません。

次に第 5 点目でございます。資料は 72 ページでございます。この「4 付帯事項」でございますが、(1) に衛生消耗品（トイレットペーパー・水石鹸）は委託者が購入し、とございます。この点につきまして、意見としては、この「トイレットペーパー・水石鹸は委託者が購入することになっているが、なぜ、受託者が購入できないのか理由を教えてください」というご意見でございます。

これに対する回答でございますが、法務省においては、これらを一括調達を行っているという理由で委託者が購入するというようにしております。

続いて 6 点目でございます。資料は 96 ページでございます。この機械設備等運転保守管理業務仕様書に従事者の記載がございますが、作業責任者 1 名となっております。この「作業責任者は、機械設備等についての資格は必要ないのですか。また、補助者 1 名の資格を具体的に記載すべきではないのですか」という意見の概要でございます。

これに対する回答といたしましては、業務の内容から作業責任者には機械設備等についての資格は求めておりません。ここに書いてありますとおり、電気主任技術者（第 3 種以上）の資格ということで行うこととしております。また、補助者については特に資格は求めておりません。ただ、2 の (3) に記載しておりますとおり、本仕様書に定められた業務を遂行するために必要な資格者を随時常駐もしくは必要に応じて派遣するというようにしておりますので、特段の支障はないものと考えております。

続いて第 7 点目でございます。資料は 98 ページでございます。98 ページの一番下の「カみづき寮個室空調機」、この一覧表がございますが、意見の概要といたしましては、「みづき寮個室空調機 AC 1～AC 3 の室内機と室外機の割合台数は同数割合でしょうか」というご質問でございます。

回答は、割合台数は同数ですということでございます。

次に 8 点目でございます。資料は 102 ページになります。「9 飲料水の水質検査・分析

業務内容」でございますが、ご意見の概要は「水質検査箇所をご教示ください」というご質問でございます。

回答といたしましては、水質検査箇所につきましては、落札後、受託事業者と協議の上で決定することとしております。なお、本年度につきましては、B館8階の水栓、ひので寮5階の水栓、みづき寮3階の水栓の3個所で実施をしております。

9点目でございます。資料につきましては178ページの業務区分表がございますが、これは現状で法務省がやっている業務ということに「○」が付けられている部分がございます。この部分が総合管理業務として請負者の業務となるのでしょうかというご質問、それと経費金額として、この部分が先ほどお示しいたしました24ページの情報開示の中の人件費に相当するのでしょうかというご質問でございます。

いずれもそのとおりであるというのが回答でございます。

最後10点目、168ページ、総合管理業務でございます。この中で「職員の配置時間」で、「平日(月曜日～金曜日)、午前8時30分から午後8時まで」という記載がございますが、その間の「要員が必要な人員を配置するとありますが、労働基準法等の問題も考え、この表記の仕方として2名以上とすることはできないでしょうか」というご意見をいただいております。

回答といたしましては、必要な人員につきましては、民間事業者のほうで、職員の配置時間ですとか、業務内容、労働基準法等関係法令を踏まえ、算出していただけるのが適当だと考えておりますので、2名以上と表記するまでの必要はないと考えております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、事務局や法務省の説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○逢見副主査 今回、業務を出す上で、従来の清掃、警備とか民間に出していたものに加えて、いわゆる入退寮管理業務、法務省がやっていたものも今回市場化テストの対象にするという点では非常に委託業務が広がっているという印象を受けております。

ただ、サービスの質のところ、2ページから3ページのところで、「品位の確保」というのがありまして、「外来者への対応や地域住民との調和を重んじ、公の施設として信用を失墜させない管理・運営」、これが具体的にどういうことを要求しているのかというのがよくわからないところがあるのですけれども。

○神谷統括研修専門官 神谷と申します。立地が住宅地に隣接している関係上、地域住民との融和といいますか、地域との和がうまくいかないとなかなか存続というのも成り立たないところもございます。また、ある意味では法務省という名前を背負っていただくということもございますので、公的機関としての信用を失墜させないことを期待して、あえて「公の施設として」という記載をさせていただきました。

○逢見副主査 要するにサービスの質というのは客観性のあるもので、もしこれで委託業者が質を満たしてないということになれば、ディスプレイを設けておられれば、

場合によってはその契約が解除されることもあり得る。そういう意味では質を満たしてないということが言われたときに、きちんとこういうことだから質が満たされてないのだということを言わなければいけないですね。そういうときに、信用を失墜させないというのをどういうことをしたら信用を失墜させないということになるのかというイメージが、地域との融和というのはわかるのですけれども、例えば夜中に騒ぐとか、そういうようなことなんでしょうか。

○神谷統括研修専門官 ある意味では粗暴な態度、振る舞いをするとか、騒ぐということももちろんそうでしょうし、あとは……。

○逢見副主査 178 から 179 ページに業務区分表があつて、ここで入退寮管理業務というのがずらずらとありますよね。これが今度民間委託、市場化テストに関わる部分なのですが、この入退寮管理業務を読んでいると、これと信用を失墜するという部分がどうつながるのかなというのが何となく見えてこなかったというのがあつて、こういう部分について質を設定したいという気持ちはわかるのですが、果たしてこれでサービスの質という客観的なもの足りうるかなという、ちょっとそういう疑問があつたんですよね。

○神谷統括研修専門官 今は、私ども職員の目が光っているという言い方はおかしいのですが、そういう体制にございますので、民間の各委託者がばらばらな、勝手なことをするということはまず考えられません。しかし、これからは民間業者に全面的にお願いをするということもございまして、ちょっとした予防線というわけではないのですが、例えば今は、施設が散らかっていたり、はたから見て汚く見えてしまったりとかというのも私ども職員が気をつけている状況でございますので、今の民間業者は清掃もちゃんとやっていたいのですけれども、そういうところも含めまして、ほかの委託業者も管理していただきたいという趣旨もございまして、このような記載にさせていただきました。

○小林主査 これは何ではかるんですか。はかる基準というのが、これだとならないじゃないですか。快適性とかははかれるし、アンケート等ではかっていくということになっているのですが、これを要求水準として設定することで、何でチェックができるのかというところが説明できなくないですか。

○神谷統括研修専門官 基準としては、例えば地域住民の方からクレームがあつた場合や法務省の信用を失墜させた場合のようなマイナスの要因が発生したときという形にならざるを得ないと考えます。通常であれば、この点について問題は多分起こらないと思っておりますが、地域住民の方から、何かそういうクレーム等があつたときに、管理がある意味では甘くなって、そういう形になっているとすれば非難されるべきところもあるでしょうから、積極的に見るというよりはマイナスの要因があつたときに初めて発揮されるものと思っております。

○山口部付 今の点なのですけれども、確かにある意味、評価が入る部分ではあるのですが、業務区分表、178 ページで言いますと、要するに入寮してきた際にオリエンテーションを行うわけですけれども、その中で守るべきルールなどについてきちんとやっていたか



どうか。あるいは在寮者への対応、要するに中からも非常に問題のある人間について苦情が出ているというような場合の入寮者からの苦情等の処理ですとか、先ほど清掃の話が出ておりましたけれども、それもこういう業務に落とし込むことができていると思いますし、179 ページに、近隣住民からの苦情等対応ということも出ております。

こういった個々の業務を適正に遂行することによって、先ほどのような「品位の確保」というちょっと抽象的な言葉にはなっているのですけれども、そういうものを図っていくということだろうと思っております。ですから品位があるかないかということも抽象的に判断しようとするのではなくて、こういう業務をきちんと行うことによって品位の確保をしてくださねという、そういう整理をさせていただければと思っております。

○逢見副主査 そういうことであれば、書き方も、例えば「近隣住民からの苦情等の対応を適切にすることによって品位を保つ」というほうがいいのではないかなと思いますけれども、「信用を失墜させない管理・運営」と非常に漠然とした感じがしますよね。「何々すること等によって信用を失墜させない」とかというのがないと、具体的なものを入れるような工夫をされたらどうかと思いますけど。

○小林副主査 事務局のほうはいかがですか。

○事務局 今の点につきましては、文言として、逢見先生おっしゃられたように、もう少し、地域住民との調和というのも何を意味しているかということも漠然としたところがございまして、「外来者への対応は地域住民との苦情等に適切に対応すること等によって、公の施設としての信用を保つこと」というような形の文言に修正させていただきよう、法務省さんのほうとちょっとご調整させていただければと思います。

○小林副主査 今の点は、若干抽象的な文言の部分を事務局と調整させていただきようということでもよろしいでしょうか。

○山口部付 はい。

○小林副主査 事務局はそのほかには大丈夫ですか、ございませんか。

○事務局 あと一点、細かいことで申し訳ないんですけども、お手元の資料の 175 ページ、別添 13 というものでございます。これについて、今までの事務レベルの調整であり細かく申し上げていなかったのですが、この資料そのものについては、同じ資料の 27 ページで、こちらに「従来の実施方法等」ということで、新たに加わった「総合管理業務フロー図は別添 13 のとおりです」という形でご記載させていただいておまして、いわゆるこれまでやっておられた従来の実施方法という形でご記載させていただいておまして、このうちいくつかの業務が、先ほどお示しいただいた業務区分表にのっとって民間事業者さんの業務に変わるといふ形になるのですが、別添 13 の真ん中の四角の中で、「◆」、「◇」、「◎」、「○」、「●」というのを付けていただいております、これが恐らく法務省さんの従来の業務だったもので民間事業者さんのほうに移るものということの区分になるかと思うのですが、こちらのほうの何か「◆」、「◇」が何を意味するのかをちょっと付記していただかないとちょっとわかりづらいというお話ございましたので、その辺を改めて法務省さんにご相談

させていただいて、この別添 13 のどこかに付記するという形で処理させていただきたいと考えております。

以上です。

○小林副主査 今の2点についてもよろしいでしょうか。

○山口部付 はい。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、ただいまの2点の若干の調整いただいた上で、入札監理小委員会としては、これで了承したものとしまして、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

また、法務省におかれましては、大変ご努力いただきまして、多くの業務の切り出しをやっていただきましたことに御礼申し上げますとともに、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を運営していただきますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

（法務省関係者退室）

（環境省関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「環境調査研修所の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省環境調査研修所・佐山次長にご出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、実施要項（案）のこれまでのチェック状況等について、事務局より簡単にご説明をお願いいたします。

○事務局 環境省の環境調査研修所の管理・運營業務につきましては、環境省と事務局との間で調整を行ってまいりました。調整の状況は資料2-1のほうに「チェック状況の整理」ということでまとめております。

こちら「チェック状況の整理」の資料でございますが、まず1、対象業務の範囲でございますが、こちらは通常の施設管理における業務を包括的に委託対象としておりまして、特定の事業者しか受託できないような特殊な業務はないと考えております。

2のサービスの質ですが、こちらは施設利用者アンケートにおける満足度等をサービスの質として設定しております。

3 委託費の支払いでございますが、委託費については四半期ごとの支払いとされております。

4 入札参加資格でございますが、こちらは参入障壁となるような入札参加資格はない。また、グループでの参加も可能としております。

5 落札者評価でございますが、こちらは総合評価の除算方式となっております、評価項目において特定の者が不当に有利となるような項目、点数配分はないと考えております。

6 情報開示でございますが、こちらは入札者が入札金額を見積りするために必要な情報開示が適切に行われていると考えております。

事務局からは以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは次に、環境省から実施要項（案）に対する意見募集の結果とその対応等についてご説明いただきたいと思っております。説明は5分程度でお願いいたします。

○佐山次長 それでは説明させていただきます。私たちの研修所に対する意見なのですが、8月29日から9月12日まで金曜日から金曜日まで2週間ほどパブリックコメントを行いました。ホームページ等を通じまして行ったところ、この資料のB、お手元にあるかと思っておりますけれども、意見が1社から3つほどいただいております。

1つ目ですけれども、別添20ということで、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、経費・人件費・非常勤職員の金額というようなことで、恐らくはお金を積み上げるのに気になった点というようなところだと思います。

それから、2点目、これも同じ種類かと思っておりますけれども、人件費・非常勤職員の金額。それから、従来の実施に要した人数・非常勤職員の状況ということで、これも同じような種類の質問かと思っております。

それから、3点目、これまでもいくつか同様な質問が出てきていると思っておりますけれども、緊急時の体制及び対応方法、緊急時についての事故というようなことです。

右側のほうに「意見に対する考え方」というのがあると思っておりますけれども、1点目に関してですけれども、①の非常勤職員の給与の支給額、これは消費税がないと。それから、②の委託費については消費税を含んでいるという答えになっております。

それから、2点目ですが、これは労働基準法の一般的に言っている36協定に関することなのですが、非常勤職員は国家公務員に準じた扱いの職員であるということですから、国家公務員法が適用されるということで、その労働基準法が直接的に適用されるわけではないというようなことを括弧書きで入れさせていただいております。

3点目は、これは事務局ともこの点についても1～2、もちろん事務局と調整をしているわけですが、これまでの対応と同様な形で修正をするというような形で対応しようと思っております。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、事務局や環境省の説明についてご質問、ご意見をお願いいたします。

○逢見副主査 それでは意見の中で2番目の意見、業務区分表、最後のページですか、別紙9を後ろから2枚目を見ると、管理人業務で「管理人業務（非常勤職員）」というのがい

て、その下に「16. 管理人代行業務」というのがあって、業務はほとんど一緒なんですよね。片や非常勤職員の環境省がやっていた業務があって、民間に委託している業務があると。恐らく同じ業務を管理人代行業務とやっているのを見て質問した人は、多分非常勤職員で時間がオーバーする分を民間の管理人代行がやっていたのではないかと考えて、そういう質問をしたのではないかと思うのですが、括弧で、これは労働基準法が適用されるわけではないという、そういう答えを求めているのではなくて、多分時間区分の中で、要するに二直みたいにしてやっていたのですかということを知りたいのではないですか。

私が見ても同じ業務を2人で分けているようなイメージには見えなかったのですが、そういう理解でいいんですか。

○佐山次長 求めているポイントというのがどこかというようなところが一番重要かと思うので、先方の質問の趣旨を確認して、また事務局で調整するというところでよろしいでしょうか。

○事務局 済みません、これは非常勤職員と民間の方の仕事の区分けは、研修期間中昼間は非常勤職員の方で、研修期間夜間は代行の方（交代で）とそういうことですか。

○佐山次長 大きく分けるとそういう仕分けをしております。それはご意見のとおりですということで、括弧書きの前に持ち出しているのですけれども、今、事務局のほうからあったように、括りとしては大きくはそういう整理をしております。

○逢見副主査 ここがこれから、従来環境省で置いていた非常勤職員も含めて包括的に民間委託する場合には、そこは受託する民間業者がどういうふうに分けるかということ、まさに民間の創意でやっていいということになるわけですね。

○佐山次長 そうです。

○逢見副主査 わかりました。あとは特に私ありません。

○小林副主査 今のご意見に対する対応のところ、若干要望といいますか、質問に対して適切に答えていただくようにしていただきたいと思っております。

事務局から何か確認すべきことございますか。

○事務局 特にはないです。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、入札監理小委員会としては、これで了承したものとして、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○佐山次長 ありがとうございました。

(環境省関係者退室)

((独) 日本貿易振興機構関係者入室)

○小林副主査 続きます、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe) 監理・運営業務」の実施要項(案)の審議を行います。本日は、日本貿易振興機構展示事業部・中村部長にご出席いただいておりますので、意見募集の結果や、それを踏まえた実施要項(案)の修正点等について、ご説明をいただきたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○中村部長 展示事業部長の中村でございます。詳しくは展示事業課長の稲葉がやっておりますので、稲葉のほうから説明させていただきます。

○稲葉課長 こんにちは、展示事業課長の稲葉でございます。今回説明させていただきます内容は、前回の指摘事項を受けた変更点でございますので、それに関しましては、民間競争入札実施要項(案)が、どこが変化、書き換えているかといったところと併せながらご説明させていただきたいと思います。

まず4ページと5ページにかけてのところでございますが、ここに「メールマガジンの作成と配信業務」というところがございます。5ページ目のところでございますが、「更新内容等や」以降で、「開催2ヶ月前となった主要な見本市等の情報(海外・国内各5件ずつ)を紹介する」というのを入れておまして、実はまさにここのデータが正確に記載されているのかどうか。これは月に2回メールマガジンやりますので、それを確認することを通じてモニタリングを実施していこうという形で、この質の確保、サービスの質の部分というのを見ていこうと思っているのが1点でございます。

続きます、5ページ目の下から6ページ目にかけての部分なのでございますが、先般のインセンティブのことも入れさせていただいております。インセンティブに関しましては、当初より書いておりました5ページ目の「事業の実施にあたり確保されるべき質」ということで、5ページ目の(4)で出ております項目、イ. ロ. ハ. ニ. のすべて、4項目ともにすべてを達成するということがまず前提条件になり、さらにロ. ハ. に関しては、この数値目標を上回って達成した場合には、6ページに出ておりますような係数でインセンティブを供与しようとお支払いしようという形にしております。インセンティブの基準は、予定価格と契約金額の差額という形にしております。このa. という数字は、それを1年に割っている形でございます。したがって、 $(\text{予定価格} - \text{契約金額}) \div 2$ の金額の最大でいけば40%まで、ロ. とハ. の2項目におきまして、双方とも満点をとって、20%と20%でございますので、それだけメリットシステムが作用するという形にしております。

ただし、年度ごとの合計額の契約金額に上限を設ける必要があると考えておまして、というのは、この予定価格と契約金額の差がどんどん大きくなってしまいますと、その分母のほう自体がどんどん大きくなってしまいうわけでありまして、そのところのところがあまり大きくなるというのは、もとより契約金額のほうの方が妥当であったのかという話にもなりかねない

いと思いますので、これに関しては上限を契約金額の2分の1の40%を設定するようにさせていただきたいと考えているところでございます。

次に落札者の決定基準でございますが、これにつきましては、9ページのところをごらんいただきたいと思っております。9ページ目のところで採点の部分でございます。(イ)(ロ)(ハ)で、それぞれ企画案、実績、業務実施体制それぞれに配点をしておりますが、当初案におきましては、(イ)企画案を15点の配点にしており、(ロ)の実績につきましては20点、(ハ)の業務実施体制に関しましては15点という形にしておりました。先般のこちらの会議におきまして、委員の先生方から、企画案をもっと重視するようというご指導いただきまして、こちらのほう、全くおっしゃるとおりでございます。30点に増やしまして、(ロ)の実績、(ハ)の業務実施体制に関しましてはそれぞれ10点に減らす形で配点を調整させていただいているところでございます。

また、さらに実績のところ、見本市・展示会・イベント関連のa.というのがございますが、このところに例示を入れておりまして、官公庁、地方自治体、業界団体、業界誌等のHPで紹介されているイベント(セミナーや観光関連行事等)も広げる形で、見本市自体のデータベースを扱っている人たちは必ずしも確かに多くないということがありますので、それに類似した形でデータベースを管理・運営を行っている人たちも、このところで十分に参加いただけるように、間口を広げたいと思っております。

さらに、業務実施体制のところに関しましては、見本市に関する専門知識ということで、一体これはどういう内容なのかということをも具体的に例という形で加筆させていただいているところでございます。

続きまして、先ほどの当初月2回のモニタリングをするといったところ、これを明示的に記しておりますのが14ページでございます。10.(1)調査の実施時期及び実施方法がございます。このところに、「機構は、請負事業の実施状況については、毎年3月末時点における状況を調査し、調査にあたっては、民間事業者の実績と従来の実績との比較を行う」というところを書き加えています。このところは過去の実績はどうだったのか、民間の方がやってくれた結果、どうなったのかということと比較するところを、比較方法、評価方法としてここを明示させていただいているとともに、(2)調査項目の注記のところで、「掲載情報の正確性の維持については」というところ以下で、メールマガジンの先ほど申しました内容のところを再度ここで詳細にリファーしましてモニタリングを行うという形で説明させていただいているところでございます。

次、パブリックコメントの対応のほうに移らせていただきたいと思っております。8月28日に、私どものホームページに掲示をいたしまして、9月11日までの2週間パブリックコメントを受け付けることにいたしました。お一方からパブリックコメントが寄せられました。資料にあるとおりでございますが、1つ目が、「入札時に予定価格は公開あるでしょうか?」ということなので、これは公開しません。ただし、従来の実施した経費や実施方法などの公開情報でその辺は参照してくださいという形でご返答させてもらおうと思っております。

す。

2つ目が協力会社との共同提案の可能性ということですが、これ自体には、既に入札実施要項のほうでも、共同事業体として入札に参加いただくことができますということが出ておりますので、ここを再度説明して明らかにできたらいいなと思っております。

3つ目が同様なデータベースの管理・運営という形になっていたものですから、ここににつきましては、実績評価には見本市・展示会に限らず、イベント関連、括弧の中で例示し、データベースの管理・運営も含めており、必ずしもJ-messeと同様の業務実績がなくてはならないということではありませんと説明し、先ほどと繰り返しのようになりますが、この点はより参入できる企業の方々への門戸を広げたいと思っておりますのでございます。

もう一つが、情報開示資料に関する目的の達成度であります。17年度の部分で目標件数を大きく下回っているということについて質問がございました。

これに関しましては、平成16年から平成17年度にかけて、JETROのホームページの改訂に伴いアクセス件数のカウント方法が変更になったため、目標と実績に齟齬が生じてしまったという理由を説明させて理解を得ようと思っておりますのでございます。

以上が、今回提案させていただくものの前回からの変更点に係る部分でございます。なお、このパブリックコメントへの対応という観点でいきますと、これ自体、JETROとしてはパブリックコメントいただいた以上、私どものホームページでその回答を掲示させていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○逢見副主査 これまでの審議を通じて修正された点について、おおむね私どもの意見が取り入れられたものと理解しております。特に入札参加を広くとることが、この市場化テストの趣旨からいっても重要だと思っております。こういうデータベースの管理・運営という業務ですので、実績を狭くするとなかなかこれに類似している仕事がないというのがあって、ここはパブリックコメントでも同様のことがあって、そこはいろいろ関連業務ということで例示されていることによって、参加資格が広がっていくのではないかと期待しておりますが、実際これから入札するに当たっても、できるだけ幅広く参加してもらえよう働きかけを行っていただきたいと思っております。

それから、あとインセンティブのところなんです。これも前回もちょっと議論になって、40%上限ということが予定価格の2分の1以上で機能するという意味合いでつくられたということなんです。そこがどうしてそうなのかというものをもうちょっと説明していただきたいと思っております。

○稲葉課長 これに関しましては、例えばこういうことなんです。これでいきますと、予定価格と契約額のベースが、差額が基準になっていきます。となりますと、例えば予定価格を100にして、契約金額が70だった場合は30が原資になります。それを2年間の分でありまして、1年間になりますと、15が基準になりますので、それに対して40%とな

ると、6 という数字が出てくるわけでありまして、70 に対して、それを2年間やると、 $6 \times 2$  でありますので、12 と立たれて、70 のところが82 になるということだと思います。

一方、これが仮に30 であった場合になりますと、こっちの予定価格が100 に対して30 になると、70 がその基準値になって、1年間当たりに直しますと、35 が基準値で、それに4 を掛けると14 という数字が出てくるわけですよ。仮にこれを2年続けますとインセンティブが28 になるわけでありまして、2年間で30 の契約金額に対して28 のインセンティブがいつてしまうことになりまして、ほぼインセンティブと契約金額が同額になってしまうということです。これは極端な形なのではないだろうかと思ひまして、極端にいいますと、20 で仮に契約しようものならインセンティブと合せますと52 になっちゃうんです。インセンティブ2年間やりますと。そういう原契約額が20 であるものが2倍以上になるという形があつていいのだろうか。原契約というものがあつてインセンティブを算定する上でも一定の基準としての力を発揮しなければいけないのではないだろうかと思ひます。我々は考へているところで、だとしても、ここの場合、この上限がありますが、仮に20 だとしてもインセンティブのほうで2年やってくれば、インセンティブ最高16 まで増えるわけですので、上限がかつたとしても、20 だとしても28 まで増えるわけですので、ここのところ4割までのわけでありまして、これぐらいに抑えるのが契約金額ということで、お互いに委託元であるJETRO とそれを受託してくれた企業との関係考へますと、こちらのほうで契約金額の持つ意味という点では効果を発揮しているわけですので、まさに市場化で企業の方々に参加してもらつて決めた金額というのが、この金額で仕事を受けますよといったものの意味するところがちゃんと反映された形になるのではないかと考へているところであります。

○逢見副主査 それはわかるんです。確保されるべき質として5つ置いておいて、うち(ロ) と(ハ) の部分の2つだけがインセンティブとして入れているわけで、しかし実際には5つちゃんと満たさなければいけないと。ただ、逆に考へると、予定価格よりも大幅に下げてインセンティブとりにいくような行動が果たしてあり得るのだろうか。それだと5つのうち2つねらいみみたいな行動で、それだとちゃんとした質を満たしたことになるのではないかと。ということもあつて、だからそんなに懸念しなくても、いわゆる自浄作用というか、そういうものも働くような気もするんですよ。私もはっきりどつちがいいかわからないのですけれども。

○稲葉課長 ここで1つ、考へ方の問題なのだと思うんです。インセンティブがありますが、これはすごく難しいのが、私ども予算があつて、予算内でこの仕事を仕上げなければいけないというのがあります。予定価格を設定する上でも、委託業務の内容を精査し、外に出せるのも、要は予算の範囲内でしか外に出せないわけでありまして、ここのところ、ある意味で、予定価格イコール予算のしぼりというのがあるわけですね。かつインセンティブも、もしかしたら本来であるならば、契約額に何%上乗せしますよというのがインセン



タイプのあり得るべき姿なのではないかとも思うところなんです、それをやってしまいますと、予定価格イコールある意味で予算額いっぱいなので全然出せませんよねと。その矛盾した、本来契約額に対して何%インセンティブを払いますというのが正しいのに、それをやっちゃうと、うちのほうとしては原資がないので、その妥協策と言ったらいいのでしょうか、そこの解決策としての考え方で予定価格と契約額の差額を基準値として、何%のメリットという形にしていくという考え方がここにあるのではないかと思うところがあります。

そのため、それが要はうちの予定価格の50%までであれば、それがちゃんとファンクションするようにしましょうというのが、ただ、それを超えていってしまうところになったら、契約額自体が一体何だったのだろうかという形でとらえられてしまうのではないかと。うまく説明できなくて済みません。あまり基準のところ著しく予定額を上回る形で多くなることはよくないと思うので、そこの50%の基準になるように、この上限が発動する形のものを設定させていただきたいと思うところがあります。

○小林副主査 入札というか、参加する企業のほうからすれば、これまでに実施に要したコストの部分と業務量の部分を考えて、この業務をいくらでやれるだろうという原価計算をしようと思うんですね。コスト計算をして出してくると。それは安かろう悪かろうではダメだというのがこの市場化テストなので、一定の質を満たしながらそれをやっていかなければいけない。企業としてもサステイナブルでなくちゃいけないから、原価割れをしてとってくるというのは非常にリスクテイクなわけですよ。だからその点、企業のほうが、ある意味、原価計算については非常にスキルがあるというふうに考えられることは考えられると思うんですよ。その企業が何社か来るとして、その中でここで落札者決定のいろいろ評価方法をしているわけですよ。

だからJETROのほうでも、これはこの業務がこの業者ができるのかどうかということをチェックをしているわけですよ。チェックしている上で、従来の実施のコストが本当に莫大に高かったら別だと思うんですけど、そうじゃないとすれば、妥当な金額というのがあつたわけで、それを総合評価方式で決定していくことになるので、普通だとその部分で、これはクリアにできるのではないかとということなんです。そうすると企業のほうではまずコスト計算をします。コスト計算で、コストで勝てるかどうかということと、技術で勝てるかどうかということを考えていくだろう。

それが第1段階で、第2段階としては、それでプラスアルファ、インセンティブというのはいくらぐらいなんだろうなということになるのではないかと。だからインセンティブをとって、元をとろうという企業は、そこの部分では最初から落札者を決定する部分で、そこで落とされてなければいけないわけで、契約金額が妥当かどうかだったかということはそこでクリアにされなければいけないはずだということだと思えますよ。

だから考え方としてはこういう上限設定を特段入れることは必要ないのではないかと。というのが1つの考えなんです。あともう一つは、入札に参加する企業としては、例えばコ

スト計算をして、それにプラスアルファいくらもらえるのだろうと考えたときに、何か上限が設定されているよね。そうするとプラスアルファいくらもらえるのだろうということのシミュレーションといたら変ですけど、そういうのがすごく面倒くさいというか、二重に何かしぼりがかかっているような形になってくるので、そこのインセンティブがあまり魅力的になるかどうかというところで、かえってアピーリングにならないのではないかというのが1つの考え方で、そうすると原則論としては落札者決定の中で適正なコストなのかということをチェックした上で、そこでだから契約金額の適正性が確保されるべきであって、ここのインセンティブのところで確保されるべきじゃないというのが私の考えなんですけれども。

○稲葉課長 正直言いますと、実態面でいくと、50%以下で入札してくるところがあるという形のことは正直言って全然想定していません。むしろ今回、私どもJETROとして初めてこういった取り組みで市場化テストのほうを参加させて実施させていただくということで、そのときの我々の考え方をきっちりと整備しておくべきなのではないかという考えが非常に強いです。

それで、先ほども申しあげましたとおり、これは独立行政法人で予算に限界があり、予定価格を立てたのと実際の契約額の差額の中でしかインセンティブの母数というか、基準になるものがとってこれませんというのが実態面であるわけですが、それがどこまでだったらいいのだろう、適正なんだろうというのが、考えてみなければいけないのかなと思っただころであります。

インセンティブのあり方というのは、契約金額のほうからもしばられてこなればいけないのではないのか。もともとはお互いにJETROとある企業が、この金額で私としては仕事やってください。その会社はやりますと。その契約額が我々の暗黙の了解というか、約束のベースになるべきだということところが一方であるわけであります。そこの部分がインセンティブの基準になるということも、この中では一定程度盛り込みたいというのが私どもとしての強い希望でございます。

それで予定価格は正直言って想像はされちゃうし、これ40%達成したらいくら予定価格だったとわかっちゃうわけなんですけれども、予定価格はJETROと仕事を受けてくれる受託企業の間ではないんですよね。共通の理解はないものなんです。そういうものにしばられた形でのインセンティブというのは、この仕組みの中でインセンティブしようと思ったら、それ自体は使わざるを得ないと思うし、そうやらない限り、うちの予算上のオペレーションが成り立たないという点では、我々は50%の部分まではこの方法を採用しようと思うんですが、それでゼロ入札の部分まで全部カバーするようなことがあっては考え方としてはおかしいのではないか。やはり受託者とJETROの間の約束した金額、契約額をベースにする部分というのを一部では出したいと。ここの中で我々の考えとしては表明したいということでもあります。

正直言って、想定はできないんです。50%以下でやるなんていうことはあり得ないし、

50%以下でやるようなところは多分クォリファイできないのだと思うんですね。見積りもちゃんと出せない人だということになりますので、そのところは、コスト割れでやってくれるような人というのは多分信用できないので、そういうところへ業務を発注できないのだと思います。それは小林先生のおっしゃるとおりです。

ただ、この仕組み、インセンティブの仕組みとして、予定価格と契約額の差額という1つの基準、もう一つの基準としての契約額というのをここに考え方としては盛り込むべきだと私どもとしては考えるがゆえに、真ん中のところをとって、50%になったら契約額のところが基準になるようにさせていただきたいなど希望するところであります。

○小林副主査 ちょっと齟齬していると思うんですけど、インセンティブの考え方としては、企業側からいえば、コストダウンした分について、そこで褒めてもらえるということだと思っただけなんです。一応のベンチマークとしての予定価格というのは見えないんですけども、ある意味、実績といいますか、今まで実施に応じてきたものがベースになるのかなというぐらいは思うかもしれないですけども、自分のところでどれぐらいコストを安くできたかといったところで、コストを下げた上で質を高めたら、その分褒めてくださいということだと思っただけなんですけど、その考え方が、出してくるJETROのほうとのギャップがちょっとあるのだらうと思っただけなんです。だから読み手のほうの気持ちになって考えると、これは別になくてもいいのではないかというのが私の考えなんですけど、これがあることが、契約金額の正当性みたいなものにつながりますということは理解できるんですけども、それは出す官側の考えで、受けるほうからすると、コストを下げた分、褒めてもらう分だという理解だと思っただけなんです。

別にこれがあることで、私は読むと、このことでインセンティブもらえるシミュレーションはどのぐらいなのということをおざわざこれで計算するかなというような気もするんですよ。だからかえって読み手からすると実施要項をわかりにくくするというのか、その分、パブコメには出てないのですけれども、わかりにくくしているのではないかというので、もうちょっとわかりやすく、読み手、入札してくるほうにユーザーフレンドリーにするためには、これはなくてもいいのかなと。先ほどの落札者決定のところクリアすれば、十分それで見合うところではないのかなというようには思います。

○事務局 ちょっとよろしいですか。先生がおっしゃっているのは、実施要項の9ページで「落札者の決定」のところ、低価格の入札があった場合に、(2)ハのところですね。ここの審査はしっかりやって、できる、できないというのを実際判断して、できるということであれば、その金額で契約するけれども、だめだったらその人は落札者から除外するという規定なので、一定価格の入札があった場合はここを発動して、そこでしっかり見きわめをつけて、それで契約を結んでいただくということで、懸念されている事態は回避できるのではないかというお話であって、実際この審査をやるということになりますと、入札した会社がどういった内訳で積算をして業務をやろうとしているかということまで機構のほうで判断していただくことになりますので、数字上ここでカットしますということをお

やるより、もっと深い審査を実際はされることになると思うんですね。そういうこともあるので、その形のところで切るのではなくて、低入札のところは実質の面をごらんになったほうがいいのではないかというのが先生方のお話だと思うんですよ。ちょっとそのところまで酌んでいただいて、インセンティブのところに残さなければいけないのかどうか。もし、この金額でできないというような内容であれば、その人は落札者にならないという前提のお話なので、そこまで酌んでいただいてどうかというところをお考えいただけないですか。

○稲葉課長 済みません、その点はわかっているつもりでおりまして、金額的に低くて、要はダンピングしてきて、この入札による業務委託が不成立にできる。要はこの業務を受託するだけの能力を有してない会社にダンピングで入れられてしまった。もちろんそんなところに業務をお願いすることは絶対にできない話であります。そこは十分に認識しておりますし、まさにそのためにこの項目というのは非常に重要だと思っております。そういうのを判断するために、総合評価のほうの企画案、実績、業務実施体制といったところを通じて各企業の能力をきっちり評価しようと思っておりますので、その点は十分に理解しているつもりでおります。

一方で、私が先ほど申し上げました、どうも説明が下手なのかもしれないのですが、インセンティブの基準が、私は予定価格と契約額の差額一本でいいのかしらというところに疑問を持っているわけでありまして、発注者であるJETROと受注者である企業の関係で一番重要なものは契約金額でございますので、インセンティブの基準の中に何らかの形で契約金額、明示的に両者の関係を約束の中に盛り込まれている数字がインセンティブの基準として発効するのが、これを実施する上での正しい姿ではないだろうかとは私では考えるところであります。それゆえに、このところの40%に相当する額を上限とするというのをぜひとも入れさせていただきたいと思っております。

○佐久間事務局長 これを見てみると、上限とおっしゃっているけれども、普通であれば、契約額の何%というのがむしろ普通のインセンティブの設定の仕方ですね。他方で予定価格というか、予算があってそれ以上払えないという部分が、むしろそれは予算制約としてあるということなのではないかと思えます。ですから財源がいくらあるかというのをベースにして、上の方でだんだん大きくなっていくという部分がかなり下のところまで行っているというところにちょっと不自然な感じを持ちます。普通ならばパーセントでこう上がっていくところが、50%のところでもう頭打ちになっちゃうということなんですよ。逆に言えばですね、常識的に考えられるところで何%というインセンティブが働かないで、予算制約がそれを抑えているというのが現状の形だと思うんですね。

ということは、インセンティブの設定の仕方がかなり大きなインセンティブを設定されておるのではないかとすることも考えられます。何%ぐらいかを過去の例でみると3%とか、5%とかというものが元の契約に対してつけられている。そういう意味からするとかなり大きくつけられているのではないかと思います。それですので、予算の制約がかなり

金額が低いところまでかかっているというのが実態なのではないかと思うんですね。

どういうパーセンテージでインセンティブをつけてもいいのかと本当にお考えなのかということ、その部分と、節約することによってどこまで配分していいのか、それとの組み合わせでもっていろんなパターンが出てくると思われるのですけれども、今のところでいきますと、何%というのを払ってもいいなというのが現実的なところでは意味をなさなくて、実際の落札価格にはならないようなところでしかこのぐらいは払っていいなというのが意味を持ってない、というところがすごく納得できない感じというのを与えているのではないのでしょうか。

実際のところ、上限とおっしゃっておられるのは、実は発注者として適当とお考えになっているインセンティブの率ですよ。ところがそれが予算制約のところからいって、予定価格から契約額を引いた額の2割、それが2種類あって計40%配分するというところの制約がずっと下のほうまで効いているということになって、実質払ってもいいなと思うところのインセンティブという比率が現実的な金額のところでは事業者実際に払われる形になってないということなので、ある意味、高いインセンティブの比率を出しすぎているのではないかという気もちょっとします、そのあたり、本当にどのくらいインセンティブを契約額に対して出してもいいのかということをもう少し、そちらこそがまさしくインセンティブの考え方なのではないかと思うんですね。上の方は予算制約でここまでしか出せないという金額ですよ。

○稲葉課長 はい。

○佐久間事務局長 ですから上限と言われるのは、実は望ましいと思っておられるインセンティブの率なのではないかと思うので、その辺の説明がちょっとわかりにくいですね。

○稲葉課長 私よりもはるかにわかりやすく説明していただいております。要はこの契約金額に対してJETROとしてすべてのこの2項目なり5項目を全部当然達成、5つの要件を達成してくれて、さらに数値目標にしている2つの部分に関して40%を超えてくれた場合に、私どもとしてお支払いすべきは、40%がマックスという形で考えております。ただ、40%以上を払えるようになるのは、ここの予算がないものですから、予定価格の50%以下で入札してくれた方々に対しては40%マックスをお支払いすることができますが、55%や60%の人たちに対しては原資との関係もありで、40%はお支払いできないという形になるのだと思います。

○佐久間事務局長 そうしますと、この想定では、50%を下回ったところで初めて自分たちが払ってもいいと思っているだけ払えるということなんですよ。だからかなりたくさんインセンティブをおつけになってもいいと思っているのだけれども、予算制約で出せないという構造になっているということです。ですからそんなにたくさんインセンティブをつけるのでしょうかという部分もあるんだと思います。それなので非常にわかりにくい、非常に特異な点だけで両立しているという、そういうことになっているのだと思います。

○徳山企画官 結局わかりにくいということなんだと思うんですね。満額出る機会という

のはなかなかないですし、階段上になってくるのもあるし、それにさらに上限がついたりするということで、民間の方からするといくらもらえるかがよくわからないと。先生がおっしゃるのは、上限の規定なんかもっとシンプルにすれば、いくら頑張ればいくらもらえるんだらうということがわかって、民間としても努力する気がわいてくるのではないか、そういうところだと思うんですね。

この設定の仕方も、今、事務局長からもお話がありましたけれども、設定の仕方が難しいとかいろいろあると思うので、いったん、今日は議論は終わりにさせていただいて、設定の仕方とかもう一度ご相談させていただいて、予算のこととか、これは当然もともと上から来るものですからクリアしなければいけませんけれども、その中でどういうふうになりやすいインセンティブのつけ方ができるか、もう一回、一から考えさせていただいて、もう一度ご相談するということがいかがでしょうか。機構のほうは。

○小林副主査 結局、今、事務局長からご説明いただいたので、価格決定とインセンティブというのはすごいトレードオフ関係になっているという感じになっていて、すごくその意味で本当にわかりにくくなっているんですよ。だからもう一回ご検討いただいてもいいんですか。

○徳山企画官 最終的に付議を予定している時期が10月27日の監理委員会ですので、そこまでの期間でまとまれば、スケジュール的には同じです。あとはご足労いただくことになってしまいますので、そこは申し訳ないんですけども、そういう形でご協力いただけませんか。

○稲葉課長 ここで議論させていただくことはとても大事なことでございますので、これはまじめに自分らの考え方もちゃんとお伝えした上で、先生方のご意見を承りながら、よりよい入札のほうに持っていきたいと思いますので、もし許していただけるのであれば、もう一度極力、また内閣府の皆さんに相談に乗っていただきながら考え方を再度検討いたしまして、もう一度議論させていただきたいなと思います。

○小林副主査 予算制約があるので、価格が上がるとインセンティブが低くなっていくというすごいこういう感じになっているのだと思うんですね。私が危惧しているのは、入札参加してくれる方にわかりやすいものというのを実施要項に求められるだろうと思っていますので、その点、きょうは本当は議了にしたい案件だったのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

先生、ほかにはないですか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

○稲葉課長 この点だけでよろしいですか、宿題というか。

○小林副主査 細かいところで、私、1点気になったのは、9ページの(ロ)のb.のところ、もちろんa.のところはすごく改善していただいたのですが、b.のところ「見本市等」というのが、「等」というのがわかりにくくて、これ多分お役所と言っ

悪いですけど、その中では「等」はすごく使い勝手がいいのですけれども、「見本市等」というと、見本市のほかに何が含まれるのかというのが、結構ここで制約かかっているのかなとちょっと1点気になったのですけど、その点はどうなんですか、事務局としては。

○稲葉課長 「見本市等」は、見本市・展示会・イベントと上に出ているのと同義で意識しておりましたので、そこはそう明示したほうがよりクリアになるかと考えます。

○小林副主査 そこに合せたほうが。

済みません、本日まとめることができずに大変申し訳ないのですけれども、ただいまの点、インセンティブのところは、ほかの実施要項でも大変重要な点でございますので、ぜひ検討いただきまして、事務局と調整をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○稲葉課長 どうもありがとうございます。

(独) 日本貿易振興機構関係者退室)

(独) 国民生活センター関係者入室)

○小林副主査 では、続きまして、「相模原事務所の企画・管理・運営業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、(独) 国民生活センター経理部・井上部長にご出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要綱案の修正点、前回の審議での指摘事項に対する(独) 国民生活センターの考え方等について、ご説明いただきたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○西課長 それではご説明します。前回、9月16日小委員会でご指摘いただいた点につきまして、当方で検討した結果を報告させていただきます。

まず1年分の予約ということで、従来は予算が決まって、1月以降にセンターの研修事業が決まってからでないと予約の受付はできないという記載をしてございましたけれども、この点につきましては、やはり予算の内示は12月末ということで、そこから翌年度の研修事業が決まりますので、センターから民間事業者の方に報告するのは12月末とさせていただいております。それ以前であっても従来の実績等を踏まえて仮予約を受付けることができるという形で、できるだけ相当前から受付ができるように修正させていただいております。

それから、2点目としまして、貸出対象者を当初は国の行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体ということで限定しておりましたけれども、この点につきましても、貸出対象者を限定しすぎであるというご指摘をいただきました。

この点につきまして検討しました結果、貸出対象というのはあくまでも勉強会、研修会、学習会、センターの研修施設の利用をすることが前提と。それを目的でやるのが前提であると変えさせていただいて、一民間事業者であっても基本的にはこれに該当すれば貸し出しを行うというふうにしております。ただ、先般の議論の中で、センターの業務の公共性・公益性等の関係で、問題のある業者が借入れをしたいといったような場合につま

しては、その点につきましては対象としないという形で、若干条件のところに「センターの業務の公共性・公益性を鑑み、センター業務の運営に支障を来たすおそれがあるとき」という文言を入れさせていただいておりますけれども、原則としては一企業であっても貸し出しをするというふうに変えております。

それから、3点目、利用料金の決定方法につきましては、研修・宿泊に係る利用料金の改定に関してはセンターと協議を行うという記載をしておりました。利用料金の改定を原則とすべきではないかというご指摘がありました。

この点につきましては、利用料金の設定、民間事業者が創意工夫で考える割引制度、料金体系の設定、これらについては、民間事業者のほうで検討していただくということで提案することもできる。ただし、協議をすることができるということで、協議の部分を入れさせていただいております。この点につきましては、施設利用に伴います水道光熱費、清掃にかかる経費など、これは別途センターのほうで、実績に応じて支払うというふうにしておりますので、稼働率を上げるがために料金を低く設定して原価割れをしてしまうような料金設定してもらっては困るところがありますので、こういったところをセンターのほうでもチェックする必要があるということで協議するということは入れさせていただいております。基本としては民間事業者の方の創意工夫を優先させるというふうに変えております。

それから、4点目で、民間事業者の方が稼働率向上のために行う自主事業についても、「消費者啓発」というような言葉でセンター事業に関わるもので、事前の協議が必要だという書きぶりをしておりましたけれども、この点につきましても、先ほど申しました施設の貸出条件に合致するものであるならば、事業を企画していただいて結構です。その開催に当たりまして事前協議ではなくて、事前に通知していただくことによって、施設をいつ利用するのかということをお方のほうで連絡いただきたいというような書きぶりに変えております。

次が要求水準のところでございます。要求水準につきましては、「宿泊施設」、「研修施設」の稼働率を、過去3年の平均値以上にしてほしいという要求水準をしておりましたけれども、この点につきましては、民間の工夫の余地を広げるというようなこともありまして、稼働率の要求水準を一応引き上げるべきではないかというご指摘がありました。

この点につきましては、今後、先ほど申しました貸出対象、民間企業でも広げておる部分もあります。土日の活用を図るといったことを期待いたしまして、現在私どもがやっております研修事業の宿泊数が大体約3,000ございます。一方、外部利用のほうにつきましては1,700ぐらい、約半分強になっていますので、それを私どもがやっている研修事業と同レベル、約3,000ぐらいに引き上げていただくというのを目標値と考えますと、宿泊施設の稼働率を15%以上していただく。当然宿泊施設の稼働率が上がるということは、研修施設の利用とセットですので、研修施設の利用につきましても倍増の10%という形で要求水準値を修正したところです。



以上が、前回とご指摘等を踏まえて修正したところでございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の審議を踏まえまして、特に貸出対象者を限定している点について、今回かなり改善がなされた。これによって、民間事業者が自主的な努力によって稼働率を上げることが可能性が開けてきたのではないかと思います。そういう意味で、そういう点についての改正が修文されたことについては評価したいと思っております。

その上で、いくつかまだ質問したい点があるのですが、1つは、1年分の予約というところについて、これについて研修事業に支障が生じない必要最小限の予約はできるという部分の、研修事業に支障が生じないという部分は、必要最小限ですからあまり最初から抑えるということはないとは思いますが、どういう意味なのか、研修事業に支障が生じない必要最小限ということについてご説明いただきたいと思っております。

○井上部長 実績を踏まえまして、ある程度予約を受け付けてもらうという形になると思うんですが、私ども事業が逆に変更になった場氏自主事業のほうに先取りされちゃうと、うちの研修に支障が生じますので、ちょっとそこは困るなという意味の措置であります。

○逢見副主査 こちらとして確認したいのは、要するにあらかじめ……

○井上部長 とられちゃったらもうだめよと言われるのはちょっと困るなど。

○逢見副主査 枠を総どりしてしまうということがないようにですね。

○井上部長 はい。

○逢見副主査 そこはそういうことだというふうに理解していいわけですね。

それから、貸出対象者はこの3ページから4ページのa. からf. の中で、前回の説明だと、何というか、端的に言うと、営利企業性悪説とでもいいますか、そういう回答ぶりがあるって、ちょっとそこはいかがなものか。確かにいろいろ問題がある企業も存在することは事実ですけれども、だからといって営利企業に貸し出さないというのはどうなのかというのがあるって、ここはこれでそういうところも、先ほどの説明だと企業も貸し出しは可能だというふうに理解しておりますが、ただ、問題のある企業には貸せない。それがこの4ページのf. でいう「公共性・公益性を鑑み」というところで読み取るという説明ですけど、具体的にどういう場合に貸し出さないということが出てくるのか。あるいは逆にポジティブに考えれば、基本的には貸し出すと、しかし問題があるという一部の場合について貸し出さないということなのか、基本的にはあまり貸したくないけれどもということなのか、そこはどうなのでしょう。

○井上部長 そこはなかなか線引きが難しいと思いますので、そういう意味で一応研修施設なものですから、そういう研修的なものであれば、すべていいですよというのが一応原則的な考え方であります。

○逢見副主査 企業がやる研修会は基本的には貸し出すと。

○井上部長 そこは拒めないのかなというふうに理解しておりますが。

○逢見副主査 あとはサービスの質ですか、この前のときはあまりにも低いところをスタートラインにして8.2でしたか、これが15になると。一体15とはなんぞやというのがあるんですけども、要するに倍ということなんですか。

○西課長 今、センター自ら募集してやっている研修事業での利用が3,000ぐらいありますので、今回、一民間企業も対象に加えるといったようなこともありますので、今センターが行っている研修事業と同規模の約3,000ぐらいを、目標値とすると、その3,000というのを割り戻すと大体15%ということと算出している数字です。

○逢見副主査 やってみたいとわからないというところがありますけれども。

○井上部長 立地条件が確かに非常に悪いところなものですから、なかなか明確な根拠というの見出しがたいのですが、一応最初の市場化テストという形になるものですから、とりあえず我がほうの研修並みの目標までお願いしたいという形。

○徳山企画官 結局そのパーセントは、センターさんとしてもある意味コミットした数字といたしますか、もちろん業者に要求する数字ではあるのですが、センター側も、倍増するということについて、ある意味コミットするということの意味するのだと思うんですね。そうである以上、15%を実現するためにいろいろ、委託元であるセンターとしても協力といたしますか、ということも必要になってくるのではないかとと思うんですが、具体的に申し上げますと、例えば予約の話なんですけれども、やはり11月では遅すぎるのではないかと思います、少なくとも半年前の10月ぐらいからどんどん予約はとれるというぐらいにしないと、民間業者もなかなか予約をとってきにくいのかなというふうに思っているんですね。

今、ちょっと仮受付という言葉になっていますが、これは非常に官側の都合の概念で、民間側にそういう概念はあまり使えないと思うんですね。会議室なり宿泊室の貸出業務をする場合に申し込みがあったときに、それは普通の予約と認めないと、これは仮ですということだとお客さんは逃げちゃうのが普通なんだと思うんですね。ですから、まず仮受付という概念はちょっと実際のでないのではないかと。普通の予約をとれるようなことにしてあげる必要があるのではないかと。しかも、それがなるべく前倒し、11月は遅すぎる。4月と考えれば、半年と考えれば、たとえて言えば、遅くとも10月ぐらいからどんどん予約をとっていけると。

結局、何が起ころかという、センターさんが自分が使いたいときと万が一バッティングするときは、むしろセンターさんのほうで、すぐ動かしてあげるとか、1週間ずらしてあげるとか、そういうことが協力という形の、具体的にも考えられると思うんですけども、そういうことを想定されているのかどうか、ちょっと確認させていただければと思うんですが。

○西課長 どうしても「メインの事業」という言い方をしてしまいますけれども、地方公共団体、各地の消費生活相談員を研修するというのがまず第一義のセンターの目的であると考えた場合、あまりにも早く予約を民間事業者をどんどん入れてくださいとって入れ

てしまって断れなくなってしまう、ひょっとしたら一番だめな時期といったらおかしいですけど、そういったところしかあいてないという極端な話ですけど、なったとき、それでそういった地方センターへの支援というセンターの目的が達成できなくなる。ちょっと大げさかもしれませんが。

○井上部長 あともう一つ、中期計画のほうで、例えば研修のコースごとの定員とか、一応目標値になっていますので、その日程等のずれによって目標が達成できるかどうかと言う問題にもなってきますので、そこはやはり地方行政職員とか消費生活相談員に対する研修というのは非常に重要な研修なものですから、そこはなかなか難しいのかなと。

○徳山企画官 例えば予約可能というのも半年前からだと。つまり4月分は10月、5月分は11月というルールにしておいて、センターもどンドン予約入れていくというふうにはできないんですか。

○西課長 研修事業を、予算が確定してから、それから地方公共団体に年間計画を通知するんですね。それに基づいて地方が派遣計画を決めて相談員の派遣とかしているところがありますので、その都度地方に通知する日が直前にならないとわからないということになり地方自治体のほうの計画もできなくなってしまうというところがありますので、ただ、今回は中期計画の中である程度の研修というのは大体メニューとして決まっていると。過去の実績で大体何月ぐらいというのを、そんなに大きくはずれないという想定はしていますので、「仮受付」という言葉を使っていますけれども、そのところで大分実績を踏まえた形で研修があっても大体、20入れても大丈夫だろうとかという判断はできるかと思いません。

○徳山企画官 民間事業者としては本予約が出せないとなかなか仕事はしにくいのではないかとというのが率直なところなんです。

○西課長 一方で、もしそうするとセンターの業務に支障があるときは予約を取り消しできるとか、逆にそうしてしまうとまた制限が入ってしまうということで問題だと思うので。

○小林副主査 この市場化に出ているということの意味合いなんですよ。だから、センターとしては稼働率、従来の稼働率、15%に今上げていただきましたけれども、利用を従来どおりでもいいと、センターのミッションとしてはそういう地方公共団体等に研修をするということがあるので、それは最優先であると。それでやると、従来の稼働率を達成するという水準でいいと。だけど、民間事業者の創意工夫を活用するという意味では、今、市場化に出てきたときに、民間事業者の任務としてはどこに創意工夫を生かすのかということだと思うんですね。

それはこういうふうに、国の施設があって、その稼働率が上がらないと。それは国民の福利といいますか、便益のためにいろいろ会議等に利用してもらいたいということがあるので、そのときにももちろん地方公共団体の研修等を優先するという原則があるとしても、残りの部分についてはできる限りフレキシブルに動くことができるようにするという、そういう基盤を整備しなければいけないはずだと思うんですね。それをだから、今、センタ

一の業務が優先だから、これは仮受付しかできませんということになると市場化に出した意味がほとんどなくなってしまって、民間事業者が創意工夫を発揮してどんどん稼働率を上げて、その分、いろいろな創意工夫を働かそうということが、もう実施要項から消えてしまうことになってしまうと思うんですよ。

そこはもちろん原則はあるとしても、どのくらいまでだったら、民間事業者が業務がしやすい条件というのを整備できるか、その意味の工夫が必要なところではないかと思うんですね。だから、今、企画官が言われた仮受付というのも非常に業務としてはやりにくいことだし、15%まで上げましたから、そこまで達成しなければいけませんと言ったけど、実際は業務は非常にやりにくくて、そうすると参入してくる業者自体も、企画、運営が入っていますから、その部分で創意工夫を発揮しようという意欲も減退してしまうということになってしまうと思うんです。工夫はいろいろできるのではないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○井上部長 予約制というのは別に民間でもあるんじゃないですか、予約というのは。

○徳山企画官 仮予約の話ですね。

○逢見副主査 仮予約というのは、あくまで仮でセンターの業務が入ったらお断りしますよという形でしか受けられないとすると、じゃほかへ行くかということになるんですよね。特に、今ごろから大体来年春ぐらいのものを予約したいというときに、これはあくまで仮ですということになることの制約ですよね。できることなら、センターのほうで調整して、センターが1年分12月に決めるということではしようがないとしても、日程設定するとき、既に民間の予約入っているところを押し退けて入り込むということはないような調整ができないかということですね。

○関参事官 これは1つのややアイディアにすぎないのですけれども、予算は確かに12月末に決まるわけですが、要求している以上の予算がつくということはないわけですので、だから要求と通常査定されるのはどれぐらいのブレがあるのか、私存じませんが、例えば要求ベースでまず1回予定を立てていただいて、それをもとにあいているところは早くから民間にリリースしていただいて、査定で多少それが削られたら、今度は追加的に可能になった部分だということで、1月にさらに追加的に民間に割り当てると、例えばそういうことはできないんでしょうか。

○西課長 要求の段階で民間事業者と同じようにセンターが仮予約を入れるというイメージですか。

○関参事官 仮というか、要求の段階で大体翌年の、要求の段階というか、前年の9月とか10月の段階で、翌年度のまず要求ベースでの予定を立てていただいて、通常は要求より査定が少しへこみますからそうする。前年の9月か10月に立てていただいた計画をもとに、民間にはこれより増えることはない、官が使うものは。ということで、まず民間のほうにあいている部分を使っていいよということで割り当てていただくと。それで営業してもらおう。もし査定の段階で予算が少し要求よりへこんだら、より民間が使える部分は増え

るわけですから、それは追加配分ということで、民間にその時点でまた割り当ててあげると、例えばそういう二段階方式というのはできないのでしょうか。

○井上部長 独立行政法人ですから、5年間の目標がありまして、その計画で必要な予算が、運営交付費のルール計算で設定されますので、それほど動きはないのですが、例えば何コースやるとか、それは計画で決まっているわけですが、日にちはなかなかそこは決められないので、くどいようですが、先取りさせていただきたいというのが原則でお願いしたいということを申し上げているんです。

○関参事官 そこは委員の方から累次ご指摘いただいているように、稼働率を上げようという目標をセンターのほうでも有しておられるわけですから、それであれば翌年のカレンダーは決まっているので、まさに運営交付金にそんなに大きなブレは毎年ないという前提になれば、立てるつもりになれば、まず仮ということである程度前倒しで立てられるのではないのでしょうか。

○井上部長 それで申し上げますと、前年度の実績がベースになるような形になろうかと思うんですけれども。

○西課長 その点につきまして、研修事業をやっている部署と調整させていただければと思います。

○逢見副主査 前回のときに入札参加としてどのぐらい見込みがあるかというときに、現状の管理業務の中でも十数社あると、そのぐらいは参加するだろうというのが答えとしてありましたけど、今回は単なる管理業務ではなくて、施設の貸出し、あるいは自主事業みたいなものやってくれる事業者を求めるわけですよ。そうすると、従来、総合管理業務ということでやっていたところで手を挙げないところも出てくる可能性があるのですが、この辺、施設貸出ということも含めてやれるという業者の見込みというのはあるのでしょうか。

○西課長 その点についてはなかなか、実際こういうのを全体まとめてやっていらっしゃる業者さんがどのぐらいいるのか、今回はグループでもいいというふうにしておりますので、現在の総合管理業者さんがそういったところとグループを組むといったことでも参加していただける形になっていますので、目安に何社ぐらいあるかというのは難しいところがありますけれども、ただ、総合管理業務自体の言ってしまうと金額自体もかなり大きい部分がありますので、どこにメリットというのを考えて、業者さんが来られるのかというところがありますので、そういったところを中心にグループを組んできていただけるものと思っておりますけれども。

○逢見副主査 説明会等でそういう部分を徹底していただいて、グループでもいいということで、参加者が一定の数が出てくるようにご努力をお願いしたいと思います。

○小林副主査 では時間になりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことございますか。

○事務局 それでは、きょうご指摘いただきました点について、事務局とセンターとの間

で必要な調整を行ってまいりたいと思います。

○小林副主査 本日、審議いたしましたことを踏まえまして、また、本実施要項（案）については整理すべき点が残っておりますので、国民生活センターにおかれましては、本日の審議を踏まえて、また次回の審議まで事務局と鋭意調整をお願いしたいと思います。

また、委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理していただいた上で、結果を送付させていただきます。本日はありがとうございました。

（国民生活センター関係者退室）

（消防大学校関係者入室）

○小林副主査 大変お待たせしました。続きまして、「消防大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、消防大学校・阿部副校長にご出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえまして実施要項（案）の修正点、前回の審議での指摘事項に対する消防大学校の考え方等についてご説明いただきたいと思います。

説明は5分程度でお願いいたします。よろしくお願いたします。

○宇野庶務課長 実施要項につきましては、特段大きな変更点はございません。あと、前回の指摘事項につきましては、この資料にも付いておりますけれども、この回答になっておるのですけれども、これを順次説明したほうがよろしいでしょうか、1個1個。

○事務局 主要な点について。

○宇野庶務課長 寮の関係でのシーツ購入とかという業務につきましては、地方公共団体が自ら行うべきであることから、基本的には個々の学生、個々の地方公共団体が業者に所要経費を支払っているというところがございます。基本的には大きな、考え方としては、今申し上げたとおりなんですけれども。

○小林副主査 では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○逢見副主査 今回、市場化テストに出すに当たって施設の管理・運營業務の中で、従来財団法人消防科学総合センターがやっていた清掃業務等も移るわけですね。

○宇野庶務課長 やっていたというか、支払いを行っていたものを清掃業務については市場化テストの対象とする。

○逢見副主査 対象にするわけですね。

○宇野庶務課長 はい。

○逢見副主査 寮費9,600万円の内訳を示してほしいという中に清掃業務の費用が900万円あると。これは、今後、国で扱う清掃業務に含まれることになるのでしょうか。

○宇野庶務課長 含まれるというか、市場化テストの対象になっておりますので国の。

○逢見副主査 そこは移るわけですね。

○宇野庶務課長 はい。

- 逢見副主査 あと点検等保守業務、これもそういうことですか。
- 宇野庶務課長 そうです、はい。
- 逢見副主査 消耗品購入費とシーツ借料というのが、これが前回までの説明だと、これは自治事務だと。
- 宇野庶務課長 はい。
- 逢見副主査 そこがどうしても納得できないところがあって、なぜそれが施設管理の中に一体的なものとして含められないのかというところが依然として残っているんですね。施設管理はほかでもいろいろやっているんですけども、通常考えれば、トイレトーパー等の消耗品は施設管理の中で、特に研修業務という宿泊を伴って国の施設としてやっているものの中で、そういうものも管理費の中に入れてもいいんじゃないかと。
- 宇野庶務課長 今、おっしゃられた業務自体、地方公共団体が自ら行うことだと思っていますので、地方公共団体のほうから所要経費を支払っていただくと。
- 逢見副主査 これは庶務課がやっているわけでしょう、業務として。実際に管理業務の一環として業者への発注なんかやっているわけじゃないですか。
- 宇野庶務課長 庶務課が行っているというか、本来は学生が行うべきですけども、個々の学生がやることについては、これは現実的な問題としては非常に事務が煩雑になるので、学生からの依頼によって手続を行っているというだけでございます。
- 小林副主査 業務委託契約書というのがあります、これは消防大学校庶務課長が、財団法人消防科学総合センター理事長に業務委託契約を締結してという、そういう契約書があるんですね。これはだから国が委託しているんですね。入校者、消防大学校実務講習会……に要する入校経費の出納経理事務を委託して受託するということですね。だから、この中には自治事務は入っていないという理解ですか。
- 宇野庶務課長 いや、この点につきましては、これも個々の学生とか、個々の地方公共団体が委託すべきものでありますけれども、これもまさに個々の地方公共団体がそれぞれ委託をするというのも、非常に事務的に現実問題として難しいところがございますので、地方公共団体の代表という形で、消防大学校が地方公共団体の代表として委託を、そういう事務を依頼しているということでございます。
- 逢見副主査 業務委託というのは、要するにここでいう消防大学校が委託するということは、本来、消防大学校が持っている業務であるから、それを財団に委託しているのであって……。
- 宇野庶務課長 繰り返しになりますけど、ここは消防大学校が業務を委託ということではなくて、個々の地方公共団体が委託すべきものを、事務の煩雑性から代表としてやっているだけでございまして、本来は個々の地方公共団体が委託すべきものです。
- 逢見副主査 業務委託契約、それだと当事者性がないのに契約結んでいることになるじゃないですか。
- 宇野庶務課長 まあ……本来、地方公共団体が結ぶべきだと。地方の事務でございます

ので、そういうご指摘という認識に立てば、しかるべき方法で委託契約も検討したいと思  
いますけれども。

○逢見副主査 国の施設があつて、これはあくまでも国有財産なんですよ、寮も含めて。  
それについての管理責任は国が負っているわけですよ。その中で、これは自治事務だから  
ということで、そこを切り離して、今の説明だと、そこの委託者が地方自治体になってし  
まうというのは、国の施設なのに別のところが委託するというのは、これは国有財産を転  
用するような形になるんじゃないですか。

○宇野庶務課長 委託するのは入校、いわゆる経理出納事務のみでございますので。

○小林副主査 何回聞いてもちょっとよくわからなくて、その入校経費の中には、地方公  
共団体が負担すべきシーツの何とか何とかとか、消耗品とか全部含まれているわけですよ  
ね。入校経費全体の出納と経理事務を委託しているわけなんだけれども、その中で自治事  
務として切り分けられる部分と切り分けなくてもいいという部分があるというのが……

○宇野庶務課長 すべて入校経費にかかる部分は自治事務。

○小林副主査 だけど清掃業務と点検と保守業務は国の仕事に切り分けているわけでしょ  
う。

○宇野庶務課長 今回ご指摘もございましたので。

○小林副主査 だから、これは何のためかというのと、その施設の管理・運営のためのもの  
を市場化テストに出しているわけなんですよけれども、その中で管理・運営に要するもの  
で、これは自治事務だから出せないというものと切り分けのところ、基準がよくわから  
ないわけなんですよ。先ほどのご説明では、地方公共団体それぞれが支払いを行うとか契  
約を行うというわけにもいかないんで、便宜的に消防大学校がこういうふうにセンターに  
頼んで業務委託をしていますというご説明だったのだけれども、だけど、便宜的に委託し  
ていますといった中で、何でそれだけを残さなければいけないのか。

○宇野庶務課長 それだと申しますと。

○小林副主査 シーツだとか、いろいろほかの業務ですね。

○宇野庶務課長 それはやはり自治事務だからです。

○逢見副主査 効率ということを考えると、9,600万円のうち清掃業務や点検保守業務が  
今回の市場化テストによって、国の業務としてやるということになると、まさにセンター  
がやるべきことは入校経費の教材費とか施設調査費とか、そういう部分は残るのだろうと  
思うんですけど、なぜシーツ、あるいは消耗品購入を残さなければいけないのかと。効率  
性を考えると、そこはむしろ管理業務の中に含めたほうが効率的なんじゃないかと思うん  
です。

○宇野庶務課長 残すというよりは、それは今おっしゃった業務等は地方公共団体が自ら  
行うべき事務だということです。

○阿部副校長 この辺は何ていうのでしょうか、大学校のこれまでやってきた財源という  
のですか、3ページのほうにも根拠があるかというお尋ねでしたので、行政実例の中から



持ってきたのですけれども、結局、消防大学校に学生を地方の方が派遣して行うものは、いわゆる地方の研修に当たるということで、我々も清掃とか、ご指摘のように警備とか、そういうものは確かに今までお金いただいていたのですけれども、確かにご指摘のように、これはもう一本にして国が持つべきではないか。だから逆に言えば、いただいていたのですけれども、これはこれからは国が持つべきだと。

ただ、消耗品のさっきのシーツにこだわっているわけではないのですけれども、学生が入ることによって生ずるもの。それから、もともとは研修として費用負担を地方の事務としていただいているお金と本来国のほうで持っているお金で消防大学校をやりくりしてきたものですから、その辺の内容があつて、それでほかの学校さんと違うのは、地方の方を我々は国の機関で教育する、ちょっと特殊性があつて、国の方が国の職員にするという学校とちょっと違うというところがあつて、そういう流れの中で、我々なりにできるものは、さっきのひっくるめてきたということなので、もともとはご負担していただくところもあるという認識の中でやっておりますので、今の繰り分けになる。

先生から見ますとちょっと腑に落ちないところがあるかもしれませんが、我々としては、そういう意識で、地方の研修なんだと。負担していただくものもあるのだということで分けさせていただいているわけなんですけれども。

○逢見副主査 国の施設で地方公務員の方が研修を受けるというのは別にこれに限らず、今、市場化テストで議論している中にもあるんですよ。それはただ、自治事務だ、国の事務だと分けた議論はなされているケースはあまりないですよ。何でも、特に旧自治省というか、そういうところから出てくる議論なんですよ。

○阿部副校長 そういう財源の関係の歴史はあるかもしれませんが。

○宇野庶務課長 各ほかの研修機関の状況はわかりませんが、やはり何らかの徴収はしているのではないのでしょうか。全く徴収がないことではないと思います。

○逢見副主査 徴収はしていますよ。ただ、それが地方の事務だからといって一切国はやらないという形の仕分けはやってないです。

○宇野庶務課長 ほかの研修機関の状況はわかりません。

○小林副主査 もう何回も伺っているのですけれども、伺えば伺うほど、何でこれが市場化の検討に挙げられている趣旨をご理解いただいているのかということがよくわからないんですよ。というのは、結局、地方の事務、国の事務という切り分けというのが何のためにあるのかというのがよくわからないんですよ。つまり、今この市場化テスト、公共サービス改革法の趣旨にのっとれば、国民からいただいている財源というものを、公共サービスを提供するために従来使ってきた。もちろんそのとおりなんですけど、公共サービスのあり方というのをもっと効率化できないかということと、ここでいえば、だから地方公共団体の人たちが消防大学校に来て研修を受けると、消防職員の方が研修を受けるということなんですけれども、それというのは、究極的には国民の安全とか安心とかにつながっていることなんですけれども、その研修を受ける者が、これまでのやり方を見直した上で、民間の創

意工夫を入れながらコストを下げて、しかもいい教育ができる、いい研修ができるというようなことにさせていただくというのが本来の趣旨ですよね。

そのときに、それを達成するという目的があるのに、どう考えても業務プロセスとしては一体のものが、これは元来からも地方の事務であって、地方が負担するものであるから、それは切り分けるんだということを主張されているわけなんですけれども、だから、それは従来のやり方を見直してないわけなんですよね。従来のやり方をいろいろ根拠法というか、根拠になるようなことを挙げていただいているのですけれども、それがどうしても納得できないというのは、業務のやり方というのを、管理・運營業務ですから、管理・運營業務を効率的にやっていくときには、管理・運營業務のプロセスの中の1つとしてそういうものも入れたらいいのではないかと。そのほうが合理的なんじゃないかというのがこちらの主張なんですけれども、それに対していろいろ反論していただいているわけなんですよ。

○宇野庶務課長 決して効率性に対して反論しているわけではございませんが、地方の事務だということは、地方公共団体の経費から支出されているわけでございますので、その点に関して、私どもが契約事務とか、支払い事務とかを行うわけにはいかないということです。

○小林副主査 だけど、それについての経理事務というのは消防大学校から、国から……

○宇野庶務課長 先ほども何度も申し上げている、それは本来は個々の地方公共団体が委託すべきものです。決して消防大学校が委託しているわけではございません。

○逢見副主査 実際、庶務課が委託しているんじゃないか。

○宇野庶務課長 実際問題がそうだとおっしゃる指摘であれば、そこは委託方法も検討したいと思いますが、現時点においては、事務の煩雑性を考えてこういう方法をとらせていただいているわけでございますけれど。

○逢見副主査 そうすると、そちらの論理としては、本来、地方公共団体と3団体になるんですか、そこが連名で業務を財団に委託すべきものを庶務課が代わってそこを代行してやっているのだと。

○宇野庶務課長 現時点ではおっしゃるとおりでございます。

○逢見副主査 地方3団体が効率性という観点で、これは従来のセンター、財団ではなくて民間業者に委託しようと考えれば、それは市場化テストたりうることですか。

○宇野庶務課長 現時点で地方3団体かどうかというのははっきり申し上げられませんが、いずれにしろ地方公共団体が判断、委託先をどうするかというのを判断していただく……

○逢見副主査 都道府県は関係ないんですか、市町村ですか。

○宇野庶務課長 いや、基本的には都道府県職員も。

○逢見副主査 都道府県職員もあるわけですか。

○宇野庶務課長 あります。

○小林副主査 本当に平行線になっているんですけれども、だから寮が国有財産で消防大

学校の校内にあるということで、校内の管理に関することは、国の消防大学の業務と解すべきだろうということなんですよね。その中で、それを運営するために、今、先ほど見直し業務委託契約のやり方が不適切であれば見直したいというようなご発言もありましたけれども、国として管理・運營業務として把握できる業務というのは一体的に発注するということが合理的だろうということなんですよね。こちらの主張は。

それを、だから効率的かどうかという観点を消防大学校としては、地方の判断だから…

○宇野庶務課長 いえ、地方の判断というか、地方の予算でございまして、消防大学校が直接関与することはできません。

○逢見副主査 ただ、今でも代行して庶務課が委託契約結んでいるのだから、例えば地方公共団体に対して、この部分を民間に出すことについていかがという打診をすることはできるんじゃないですか。

○宇野庶務課長 打診というか、委託契約についてご指摘があるのであれば、そこはそれなりの方法で検討したいと思いますので、どこどこに委託するというのを私どもから打診するということはないですね。

○逢見副主査 打診じゃなくて何ですか。日常的には庶務課が地方公共団体が本来やるべき業務を代わってやっているわけで、我々としてはもっと効率的にやりたいのだという意思を消防大学校として地方公共団体に示すことはできるわけでしょう。

○宇野庶務課長 地方公共団体が……いずれにしてもうちからこうすべきだということは……

○逢見副主査 いや、すべきということではなくていかがかと。

○宇野庶務課長 いかがというか、地方公共団体からそういうようなお話があればということでございますけれども……

○逢見副主査 委員会として、市場化テストの委員会からこういう指摘があったのだけれども、どうかと。つまりシーツや消耗品をなぜ残しておかなければいけないのかという、もっと効率的にやれるじゃないか、民間でできるじゃないかということなんですよ。

○宇野庶務課長 これは、いわゆる地方公共団体が行うべき事務だということで、残しているような感じではないんですけれども。

○佐久間事務局長 確認をさせていただきたいのですが。例えばトイレトペーパーですと、どなたが発注して、だれが納入して、だれが支払うという流れになっているんですか。実態的に研修施設と寮に納入されている事業者は同じで、発注するタイミングというか、発注も庶務課を通じて実態的におやりになって納入されているのではないのでしょうか。

○宇野庶務課長 実態的な話を申し上げられるとすれば、実態も検討しなければいけないかなとは思いますが。それは今便宜上やっているだけであって、それが地方公共団体の事務であれば、それはやるのはおかしいというご指摘であれば、そこは。

○佐久間事務局長 今、便宜上やっているやり方を国と地方自治体の関係を法的な関係を

損なうことなくまとめて、今やっていることを実態的に民間に移すということがもしできれば、国の事務と自治事務というところの齟齬は、今実態的におやりになっていることよりも、まずいことになるという感じはあまりないのではないかと思うんですけれども、今までとほぼ同じようなことを今度新たに入ってくる事業者との関係でおやりになることができるのではないかなという感じがするのですが。

○宇野庶務課長 支払いにつきましては、基本的には地方公共団体の予算でございますので、消防大学校がこれの支払い業務をやるということは無理です。

○佐久間事務局長 今、例えばトイレトペーパーを発注して納入した後、支払いは財団から行われているということですか。

○宇野庶務課長 財団を通して行っている。

○佐久間事務局長 通して行っているということですよ。

○宇野庶務課長 はい。

○佐久間事務局長 そのところは経理の区分というか、お金の流れが国を通らないという形、要するに国が地方からのお金を受け入れることはない。だからこの財団を通して支払われるというのは、そのところが、何というか、維持されていれば、だれがサービスを提供するところが何か制約になるかということと本当にそうなんでしょうかということなんです。サービスの提供をするということと、お金を負担されているところは、地方公共団体がお金を負担し、国を経由することなく事業者を支払われているということが満たされていれば現状と比べてどこが悪くなるのでしょうか。現状とほぼ同じなのではないでしょうか。現状のやり方とあまり変わらなくて、法的には、それでまとまった仕事になって効率的にできるということでは……それが効率的でないというなら、また別なんですけれども、そういうことにはならないのでしょうか。

○宇野庶務課長 基本的には個々の学生、個々の地方公共団体が発注すべきものです。

○佐久間事務局長 消費契約にはいろんな形態がありまして、いちいちオーダーしてやるというのと、それからメニューがあつて、約款があつて、暗黙というか、そこに入寮したらシーツの提供を受ける、トイレトペーパーも掃除もやってもらうというのがセットになっていて、いつから入寮しますということになれば、そういうサービスを受けるというのが一体で、要するにばらばらに発注するのではなくて、一体的にサービスを受けますよということになっていると、そういうこともあるわけですね。ばらばらに買うのではなくて、まとまったサービスを受けますよということもあるわけですよ。

だから、そういうやり方で、受益者が費用の負担をし、受益しているという関係で、それをやっているのが国の施設を管理しているのと一体的に同じ事業者がおやりになっているということで、国の分は、国の側からすれば、そこにかかっている費用は受益した人から徴収した費用でもって賄ってくださいと、国の側からはその分はお金出しませんというようなのが、ほかの研修施設なんかでも一般的なんです。そういうやり方で不都合があるのでしょうか。国と自治体との事務の関係の中で不都合があるのでしょうかと言われ

ると、ほかのところは、皆さん大体そういうことでおやりになっているので、不都合はないのではないのでしょうか。その上で一体的におやりになる、費用の区分はちゃんとした上で、その部分の費用は国が持ちませんよということを明確にして、その分は入寮者の費用負担でやりますというような、そういう整理の仕方であれば、国と自治体との間の法的な関係はクリアできるのではないかと思うのですが。

○宇野庶務課長 基本的に費用負担ということではございまして、自治事務だから地方公共団体が行っているわけではございまして、費用負担ということではございません。ほかの研修機関がどのようにやられているか、ちょっと承知はしませんけれど。

○関参事官 質問よろしいですか。9,600万円の内訳の中で光熱水費入っておりますけれども、これはこの施設の運営にかかる光熱水費というのはどういう支払いの分担になっているのでしょうか。

○宇野庶務課長 基本的には宿舎分といわゆる研修施設分で分けております。

○関参事官 宿舎分を自治体が払って、それは3,200万円。

○宇野庶務課長 はい。

○関参事官 そういうことですか。

○宇野庶務課長 はい。

○逢見副主査 トイレットペーパーについていえば、普通清掃業者がトイレットペーパーを補充していくわけですよ。清掃するとき一緒に、それが一番効率的で、研修施設のほうは今はそうなっているわけですよ。清掃しながらトイレットペーパーも補充すると。寮へ行ったときに清掃は民間業者がやるけど、ペーパーの補充は業務の範囲外だということで、そこはやらない。

○宇野庶務課長 業務の範囲外というか、そこは地方公共団体が自らやるべきことだと。

○逢見副主査 そういうところが全然効率的じゃないじゃないかと。

○宇野庶務課長 ただ、地方公共団体の自らやるべきことではございますので。

○逢見副主査 どう考えてもそこが非効率に思えてしょうがないんですよ。

○寺山係長 1つよろしいですか。トイレットペーパーの関係なんですけれども、物自体の購入自体は国も寮もその清掃業者が買って入れているのではなくて、物自体は実際に国の本館等の部分については別に購入してしますので、実際にペーパーホルダーに付けるか、付けないかだけの問題ですよ。ですから実際に消耗品というものについては、実際本館等についても清掃業者から買っているわけではないです。

○逢見副主査 買っているというんじゃなくて、補充しているという仕事を言っているわけですよ。

○寺山係長 そういう趣旨ですか。

○関参事官 私の読み方が足りないのかもしれないんですけども、サービスの内容について、施設の省資源、省エネルギーに努めることというところがあるんですけども、それは宿舎の分も含めてということですか。

○宇野庶務課長 今回の市場化。

○関参事官 例えば20ページがありますけれども、「サービスの質の設定」というところがございまして、ここで共通事項として、20ページのイの(ア)のeのところ「省資源、省エネルギーに努めること」というのがございますよね。これは宿舍等をカバーしての話ということですか。

○宇野庶務課長 あくまでも市場化テストの範囲の中でございますけれども、ここに記述させていただいているのは。

○関参事官 この本施設には、施設の中には宿舍とか入ってないと、そういうことですか、この……

○宇野庶務課長 いや、入っています。

○関参事官 入っていますね。

○宇野庶務課長 はい。

○関参事官 宿舍等の機能を維持する上で、省資源、省エネルギーに努めろということが書いてあるわけですね。そういうふうに設備を維持し管理しろと、こういうふうに書いてあるわけですね。つまり、宿舍等についても省エネルギーに努めろということは、概念的には自治体が払っている光熱水費がこれによって浮くと、こういうことになるわけでしょう。だから、私は包括的でいいなと思っているんですけども、しよせん自治体が払うものであっても施設一体として管理・運営しているわけですから、だから自治体が経営上、分担、支払いするものについても、それは全体として効率的にされるにこしたことはない、地球環境のためにもいいし、資源の浪費にもつながらないということでこういうふうにサービスの質を設定しているわけですから、あえて、どうしてトイレトペーパーとかシーツのところだけ効率性とか、そういうところから外してしまうのかというところがあまり論理的でないと思う。

○宇野庶務課長 外しているというか、地方公共団体の事務でございまして、それは地方公共団体が支払うべきであって、私どもが支払うべきものではないと。

○関参事官 私どもは別に地方自治体が払うトイレトペーパー代とかシーツ代を国が払えと言っているんじゃないということは前からもう委員の方のご指摘でわかっているはずだと重います。この費用分担の関係を前提としながら、どうして効率化の事業の対象に含められないのか、どうしてそういう工夫をしようとされないのかということを知っている、その点について正面から答えていただきたいです。

○宇野庶務課長 地方公共団体の予算執行に私たちが関与する方法が……

○関参事官 申し訳ないですが、ちょっと回答を正確にさせていただきたいんですけども、ぜひ、きょう来ていただいている代表の方からお願いします。

○阿部副校長 結局、財源的に見ますと国のお金と、それから地方のお金で今成り立っているわけなんです、再三ご説明しているように。それで、50年ぐらいになりますけれども、できた当時から、そういう財源も苦しい中で、きっとそういう棲み分けを、本当なら

ば、先生がおっしゃるように、100%国がお金を出して消防職員、あるいは都道府県の方を教育できれば一番ベストだと思います。私もここへ来て2年目なんで、最初からいるわけではないんですけども、ただ、財源的ないろいろなものを見ていきますと、国が負担している部分と地方公共団体の研修として負担していただいている部分があったと、これまでの経緯が。

それで、ご指摘の中で、清掃や警備とか、そういうのはどんなものかとおっしゃっていただいていますし、我々も当然建っているからにはそれは必要なんだろうという意識の中で、それは今回の委員会におかけさせていただいてやってきました。ただ、こういう財源的な経緯がある以上、100%が国が持てるような財源があれば、それはそういう考え方も持てるのでしょけれども、そういうふうな成り立ちの中で地方の研修の部分もございしますので、どこかで線引きをしなければやっていけない部分も正直言ってございますし、また、理屈的にも財源があつて学校運営があるものですから、その出発点が確かにご指摘のようにちょっと違うんですけども、そういう意味で再三、地方の事務を我々は学生のためにいろいろできることはやりましょうと。

お金のほうも、我々が例えばどこかにプールするわけにはいきませんから、公正・透明にこういうふうなものに使っていますというご説明も、そういう3団体に関係のある財団にお願いして、経理も透明・公正性を図っていますし、それで先ほどの省エネルギーのほうも、決して国のお金じゃないからそんなことは決してありませんし、できるだけ1円でも無駄にしないでやっている状況であります。

ですから真っ正面からお答えになってないというよりは、そういう構造で消防大学校が運営されている中で、我々としてはこの委員会の席上でできることをご提案しているというふうにご理解いただけないでしょうか。

以上でございます。

○徳山企画官 一言だけ申し上げれば、自治体の首長さんにしてみれば、消防大学校に人を研修生にして出すと。そこで入校経費というのがシーツとかいろいろあるので、そのお金は学費みたいなものですから納めますということまでだと思うんですね。お金をどう使っているかというのは、むしろ学校側の責任であつて、その学校側でいい業者さんを見つけて、入校経費が安くなれば、それはいいと思っておられると思うんですね。ですから自治体の首長さんの目から見ても、その仕事は、つまりどの業者を選ぶとか、どういうふうにやるかというのは、自治事務ではなくて国の事務と認識されていると思うんです。

もちろん、繰り返しになりますけれども、お金がこれだけ必要だということであれば、その首長さんはお金を納める。そこに全く異存はないんですけども、ただ、そこから先の業務運営は学校の仕事というふうに思われているのではないのでしょうか。という意見を申し述べさせていただきます。

きょうどうするかですけれども、自治大学校の件と全く同じ実は構図になっていまして、自治大学校のほうは、究極的には地方3団体が自治事務であるといえればそれは自治事務で

あるし、国の事務にしてもよいといえば国の事務にしてもよい、といったような回答を前回いただいているものですから、それを踏まえて、地方3団体さんのご意見も聞こうというふうにそちらのほうではなっておりますので、その辺の結果を踏まえて、また消防大学校さんについてもご相談させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう、そんなところで。

○小林副主査 よろしいと思います。済みません、まとめていただきまして。

きょうも随分時間を費やして議論をいたしましたけれども、こちらの申し上げたいことが十分に理解していただけていないように思います。いろんな意見がありましたけれども、ぜひ公共サービス改革法の趣旨も踏まえまして、また、国の自治事務という区分けの効率性といいますか、有意性というものも検討していただきたいと思いますので、さらに整理すべき点を、総務省におかれましては、本日の審議を踏まえて、次回の審議までに事務局とも調整をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したいことを事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局で整理していただいた上で委員に結果を送付させていただきます。

では、本日はありがとうございました。